

静岡市条例第85号

静岡市公衆浴場法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般公衆浴場 浴場業を営む者が経営する公衆浴場であつて、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用されるものをいう。
- (2) 特殊公衆浴場 浴場業を営む者が経営する公衆浴場であつて、個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業の施設であるものをいう。
- (3) その他の公衆浴場 浴場業を営む者が経営する公衆浴場であつて、一般公衆浴場及び特殊公衆浴場以外のものをいう。
- (4) 循環式浴槽 ろ過器その他の設備を設置し、浴槽水を循環させる方式の浴槽をいう。
- (5) その他の浴槽 循環式浴槽以外の浴槽をいう。
- (6) 浴槽水 浴槽内の温水又は水をいう。
- (7) 原湯 浴槽水を再利用しないで浴槽に直接供給される温水をいう。
- (8) 原水 原湯の原料に用いる水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽水を再利用しないで浴槽に直接供給される水をいう。
- (9) 上がり用湯 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- (10) 上がり用水 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。

(配置の基準)

第3条 法第2条第3項に規定する公衆浴場の設置の場所の配置の基準は、新たに設置しようとする公衆浴場と既設の公衆浴場との間が直線最短距離で350メートル以上離れていることとする。

2 前項の規定は、次に掲げる公衆浴場については、適用しない。

- (1) 一般公衆浴場であつて、土地の状況、人口の密度その他特別の事情により、市長が特に配置の適正を欠かないと認めるもの
- (2) 特殊公衆浴場
- (3) その他の公衆浴場

(一般公衆浴場及びその他の公衆浴場の衛生措置等の基準)

第4条 一般公衆浴場及びその他の公衆浴場に係る法第3条第2項に規定する入浴者の衛生及び風紀に必要な措置(以下「衛生措置等」という。)の基準は、次のとおりとする。

(1) 脱衣室及び浴室は、男子用及び女子用の別に分け、男女各室から相互に見通すことができない構造であること。ただし、個室内に設けられた脱衣室及び浴室並びに衣類を着用する者のみを入浴させる浴室については、この限りでない。

(2) 脱衣室及び浴室は、浴場の外部から見通すことができない構造であること。

(3) 浴室は、次の要件を満たすものであること。

ア 浴室の床面、床面から高さ1メートルまでの内壁(腰張りを含む。)及び浴槽は、耐水性の材料を用いて築造すること。また、内壁と床面の境界は、清掃しやすくごみがたまりにくい構造であること。

イ 浴室の床面及び浴槽の底面は、排水を容易に行うことができるよう適当な勾配を付け、隙間がなく、清掃を容易に行うことができる構造であること。

ウ 浴室の内壁及び天井は、原則として、隙間がなく、平滑で、清掃しやすい構造であること。

エ 洗い場の床面から浴槽の上縁までの高さは、5センチメートル以上とすること。

オ 屋外に浴槽を設ける場合は、屋外の浴槽水が配管等を通じて、屋内の浴槽水に混入することがない構造であること。また、洗い場を設けないこと。

カ 浴室には、入浴者の利用に供する湯栓及び水栓を設けること。

キ 浴室は、湯気を適切に排出することができる構造であること。

(4) 入浴者が利用しやすい場所に、流水式手洗い設備を備えた便所を設けること。

(5) 浴槽からあふれた浴槽水を浴用に供する構造でないこと。

(6) サウナ室又はサウナ設備を設ける場合は、次に掲げる措置を講ずること。

ア サウナ室は、男子用及び女子用の別に分け、男女各室を併せて設置している場合にあつては、男女各室から相互に見通すことができない構造であること。ただし、個室内に設けられたサウナ室については、この限りでない。

イ サウナ室の出入口の扉には、室内の全部を室外から容易に見通すことができる窓を設けること。

ウ サウナ室又はサウナ設備の内外にサウナの利用基準温度及び湿度を表示し、温度計及び湿度計を内部の見やすい場所に備え付けること。

エ サウナ室内又はサウナ設備内は、換気を適切に行うため、室内の最も低い床面に近接する適当な位置に給気口を設け、室内の最も高い床面の上部にある天井に近接する適当な位置に排気口を設けること。

オ 床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料を用いて築造すること。

カ サウナ室内の見やすい場所に、利用上の注意に係る表示を掲示するとともに、ブザーその他の非常用設備を設けること。

(7) 循環式浴槽を設置する場合にあっては、次に掲げる措置を講ずること。

ア ろ過器は、砂式ろ過器（ろ過タンク内に、粒子の大きさ又は比重の異なる天然砂等のろ材を積層して温水又は水をろ過する方式のろ過器をいう。）で、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であるものとし、かつ、ろ材は、十分な逆洗浄を行うことができるものを使用したものとする。ただし、これにより難しい場合には、1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であるものとし、かつ、清掃及び消毒がしやすい構造のものとする。

イ 集毛器を設置すること。この場合において、ろ過器に毛髪等が混入しないよう、循環している温水又は水がろ過器内に入る前に集毛器が設けられる構造とすること。

ウ 浴槽水の消毒装置を設置すること。この場合において、薬剤の注入口は、循環している浴槽水がろ過器内に入る直前に消毒に用いる薬剤が注入される構造とすること。

エ 浴槽水の補給口は、浴槽の底部に近い部分に接続する構造のもの又は微小な水粒の発生を防止する構造のものとする。ただし、次に掲げる方法により、浴槽水の補給に関し適切な管理を行う場合にあっては、この限りでない。

(ア) ろ過器は、毎日1回以上逆洗浄その他の適切な方法により汚れを除去し、かつ、遊離残留塩素濃度が1リットル中5ミリグラム以上10ミリグラム以下の塩素水を注入して消毒を行うこと。ただし、けいそう土式ろ過器で、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽に係るものにあつては、この限りでない。

(イ) 浴槽水は、2月に1回以上レジオネラ属菌についての水質検査を行うこと。ただし、けいそう土式ろ過器を使用し、かつ、浴槽水を毎日完全に換水している浴槽の浴槽水にあつては、この限りでない。

オ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合には、当該気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造とすること。

カ 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

キ 原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）を設置している場合にあつては、貯湯槽内の原湯の温度を原湯の補給口から底部に至るまで、次の（ア）及び（イ）に掲げる使用状態の区分に応じ、それぞれ（ア）及び（イ）に定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の原湯の水質を定期的に検査することにより生物膜の状況を監視し、必要に応じて貯湯槽内の原湯の消毒又は貯湯槽内の清掃及び規則で定める方法による消毒を行い、貯湯槽内の生物膜を除去すること。

（ア）通常の使用状態 摂氏60度

（イ）最大の使用状態 摂氏55度

ク 貯湯槽の清掃及び消毒は、1年に1回以上行うこと。

ケ 浴槽は、十分にろ過した温水若しくは水又は原湯若しくは原水を供給することにより常に満水に保つこと。

コ 浴槽は、1週間に1回以上完全に換水し、かつ、清掃を行うこと。ただし、ろ過器を使用していない循環式浴槽にあつては、毎日、完全に換水し、かつ、清掃を行うこと。

サ ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄その他の適切な方法により汚れを除去し、かつ、規則で定める方法により消毒を行うこと。

シ 浴槽水を循環させるための配管その他の設備（以下「配管等の設備」という。）については、1年に1回以上配管等の設備の生物膜の状況を監視し、必要に応じて規則で定める方法による消毒を行い、生物膜を除去すること。

ス 配管等の設備は、1週間に1回以上規則で定める方法により消毒を行うこと。

セ 浴槽水は、規則で定める方法により消毒を行うこと。

ソ 集毛器は、毎日、清掃及び消毒を行うこと。

タ 消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。

チ 浴槽水にあつては1年に2回以上、水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水にあつては1年に1回以上水質検査を行い、それらの結果を脱衣室等の見やすい場所に掲示し、市長に報告するとともに、当該水質検査の結果の記録を、検査の日から3年間保存すること。この場合において、気泡発生装置等を設置し、入浴者ごとに完全に換水及び清掃を行う浴槽について、規則で定める方法により管理を行うと

きは、同型のいずれか1箇所の浴槽において水質検査を行えばよいこととする。

ツ 循環している温水又は水を誤飲するおそれがある場合にあっては、誤飲を防止するための注意を掲示すること。

テ 打たせ湯又はシャワーを設置している場合にあっては、循環している温水又は水を使用しないこと。

(8) 浴槽に気泡発生装置等を使用している場合にあっては、2月に1回以上レジオネラ属菌についての水質検査を行うこと。

(9) 脱衣室等の見やすい場所に、浴槽内に入る前には必ず身体を洗うことその他の入浴上の注意を掲示すること。

(10) 脱衣室及び浴室は、換気を十分に行うこと。

(11) 脱衣室及び便所は、1月に1回以上消毒（ねずみ、昆虫等の駆除を含む。）を行うこと。

(12) 湯栓又は水栓から供給される温水又は水が飲用に適さない場合には、その旨を表示すること。

(13) 脱衣室、浴室、便所、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が直接利用する施設及び設備は、常に清潔に保つこと。

(14) 入浴者に、くし、ヘアブラシ又はタオルを貸与する場合には、新しいもの又は消毒したものとすること。

(15) 入浴者にかみそりを貸与する場合には、新しいものとすること。

(16) 10歳以上の男女を混浴させないこと。ただし、個室内に設けられた浴室及び衣類を着用する者のみを入浴させる浴室については、この限りでない。

(17) その他の浴槽を使用している場合にあっては、第7号（アからエまで及びケからテまでを除く。）までに定めるもののほか、次に掲げる措置を講ずること。

ア 浴槽は、原湯又は原水を供給することにより、常に満水に保つこと。

イ 浴槽は、毎日、完全に換水し、かつ、清掃を行うこと。

ウ 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水（入浴者ごとに完全に換水する浴槽の浴槽水を除く。）にあっては、1年に1回以上水質検査を行い、その結果を脱衣室等の見やすい場所に掲示し、市長に報告するとともに、当該水質検査の結果の記録を、検査の日から3年間保存すること。

(18) 浴槽水を河川又は湖沼に排出する場合にあっては、環境保全のための必要な処理を行うこと。

(19) 衛生管理を自主的に行うため、衛生管理に係る計画書を市長に提出するとともに、点検表を作成して脱衣室等の見やすい場所に掲示し、当該計画書の写し及び点検表を点検の日から3年間保存すること。

(20) 前号に定める衛生管理を行うための責任者を定めること。

(特殊公衆浴場の衛生措置等の基準)

第5条 特殊公衆浴場に係る法第3条第2項に規定する衛生措置等の基準は、前条第2号、第10号から第15号まで及び第17号（ウを除く。）から第20号までに定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 個室への通路は、各個室に共用することができる構造であること。

(2) 個室の出入口の扉には、個室内の全部を見通すことができる窓を設け、かつ、鍵を付けないこと。

(3) 浴槽は、入浴者ごとに完全に換水すること。

(4) マッサージ台の敷布、入浴者に使用させるタオル等は、常に消毒して清潔に保ち、入浴者1人ごとに取り替えること。

(5) 水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水にあつては、1年に1回以上水質検査を行い、その結果を脱衣室等の見やすい場所に掲示し、市長に報告するとともに、当該水質検査の結果の記録を、検査の日から3年間保存すること。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。